

申請要件に関する FAQ

1. 薬剤師歴が同一医療機関で 5 年以上無い場合、どのようにすればよいでしょうか？

認定資格の薬剤師歴 5 年以上は同一機関の指定はありませんので、転職していても 5 年間の通算（常勤並み勤務）が証明されれば可となります。

たとえば下記のように 2 施設で常勤勤務しており、それぞれの職場の証明書があれば、申請受付開始日の時点で薬剤師歴（常勤並み）が通算 5 年以上あることとなります。

2010 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日	A 病院	常勤勤務	3 年間（証明書あり）
2013 年 4 月 1 日～2013 年 8 月 31 日		休職	
2013 年 9 月 1 日～2014 年 3 月 31 日	B 薬局	パート勤務	
2014 年 4 月 1 日～2016 年 5 月 1 日	C 薬局	常勤勤務	2 年 1 ヶ月（証明書あり）

2. 直近 2 年間は常勤並みの継続期間を必要とするということはどうに考えたらよいでしょうか？

腎臓病薬物療法認定薬剤師とは、腎臓病における薬物療法に関する十分な知識と技術を用いて、各医療機関において質の高い業務を実践する者と定義づけており、医療現場でこれらの業務に常に従事している者のみを認定薬剤師申請の対象としています。

「常に従事」の捉え方は様々であるため直近 2 年間は常勤並み勤務であることが設定されました。

例えば 2018 年 5 月 1 日から認定薬剤師の申請受付が開始される場合、最低 2016 年 5 月 1 日から 2018 年 4 月 30 日までの 2 年間は医療機関にてフルタイムで従事していることが必要となります。

3. 既に退職している医療機関から勤務証明がもらえない場合はどうすればよいでしょうか？

退職した勤務先での勤務証明は、その発行時期の指定はないことからいつもらったものでも構いません。ただし、証明がもらえない場合は、証明できないこととなります。

4. 昨年、試験が不合格であったため再受験をします。

自験例は昨年と同じ症例を提出してもよいでしょうか？

また、申請時に昨年すでに申請している単位は申請しなくてもよいでしょうか？

自験例の症例提出は「直近 5 年間の 15 自験例を提出すること。なお、学術雑誌で accept された、申請者を筆頭著者とする症例報告は、1 報に限り自験例として扱うことができる。日本腎臓病薬物療法学会誌または **Renal Replacement Therapy** 誌であれば症例報告 1 報と自験例 5 例、それ以外の学術雑誌であれば症例報告 1 報と自験例 10 例を要件とする。ただし、症例報告は認定期間中に accept されたもので、それを証明する書類を提出すること。」となっています。

再受験をする場合でも、直近 5 年間の自験例であれば以前に提出した自験例と同じものを提出して構いません。ただし、2018 年の認定試験からは可否の審査が自験例と筆記試験結果を合わせて評価されることから、より質の高い自験例を提出することが合格の近道となります。

申請単位は、昨年申請済みの単位も含めてすべての単位を申請書に記載してください。
すでに送付済みで手元に認定書がない場合はその旨を記載いただければ結構です。

5. 次回の更新要件を満たす見込みがありません。
認定期間中に再度認定試験を受けることは可能ですか？

認定期間中に再度認定試験を受けることは想定していません。
何らかの理由で更新が不可能な場合は、認定期間が切れてから再度認定試験を受けられては
いかがでしょうか。

6. 要件の学会発表に該当する全国レベルの学会や国際学会とは、要件に記載されている学会以外での
発表でもよいでしょうか？

基本的には地方大会ではなく全国レベルの学術大会や国際大会であれば大丈夫です。
単位基準一覧に示されている大会での発表であれば間違いはありません。
また、発表内容は腎臓病および透析患者の薬物療法に関するものが主である内容でなければならず、
その内容は厳しく審査されます。

7. 学会参加の単位証明は自身の抄録のコピーをもって行うことは可能ですか？

抄録のコピーをもって参加とはなりません。
学会・講習会などの参加証明証（もしくはコピー）で、個人が特定できるものを提出して下さい。

8. 腎臓病薬物療法 専門・認定薬剤師の認定に係る案内の文章でわかりにくいところがあった場合は
どうしたらよいでしょうか？

まずは、申請書をダウンロードしてその中身をご確認ください。
申請書の中にさらに詳しい解説が載っています。
どうしてもわからないことがあれば学会事務局にお問い合わせください。

9. 学会発表の形式は、ポスター・口頭のどちらでもよいでしょうか？

どちらでも一般演題であれば大丈夫です。
特別講演、教育講演、シンポジストなどの総説的な発表は、要件の学会発表には該当しません。

10. 自験例について、申請受付開始日から遡り直近5年となっていますが、直近5年以前～直近5年
期間内まで継続して介入していた症例を含めてもよろしいでしょうか？

自験例は介入開始日がいつであれ、介入の終了日が申請受付日から遡って5年以内であれば

認められます。

11. 会員歴 3 年以上とありますが、年度途中で入会した場合も 1 年とカウントされますか？

年会費を納めている年度は学会歴としてカウントされます。
自分の会員歴が不明な場合は学会事務局にお問い合わせください。

12. 学術大会は 2 日間参加しても学術大会参加時の単位数×1 でしょうか？

2 日間参加しても単位数×1 です。

13. 15 自験例で提出するか、15 自験例のうち直近 5 年間に当学会に受理された症例報告 1 報を 10 自験例に代えることができるのでしょうか？

認定薬剤師の新規もしくは更新で症例報告を使用する場合は、当学会に投稿した症例報告 1 報と 5 自験例を提出することができます。症例報告は 2 報では駄目です。症例報告を提出する場合は、筆頭著者が対象となります。他学会誌の症例報告を提出する場合は、症例報告 1 報と 10 自験例を提出することとなります。

14. 直近 5 年以内に症例報告が掲載されましたが、受理は 5 年以上前にされている症例報告 1 報を 10 自験例に代えることはできますか？

できません。受理された日を直近 5 年としています。

15. 受理されていますが掲載されていない症例報告 1 報を 10 自験例に代えることはできますか？

できます。掲載の症例報告がお手元にない場合には、症例報告が採択された旨がわかる証明書と、受理された症例報告の内容がわかる文書を提出してください。

16. 同年の学術大会で 2 回の指定講演を受講したのですが、その 2 回をもって専門認定薬剤師の更新条件の指定講演 2 回以上とすることはできますか？

可能です。ただし、同年の学術大会で開催される指定講演の数は、年度により異なりますのでご注意ください。

17. 第 16 条の規定において、「認定薬剤師」の要件はどのように解釈すべきですか。認定薬剤師資格が失効していても専門薬剤師の新規申請は可能ですか。

第 16 条における「認定薬剤師」の要件については、専門薬剤師の新規申請時点において、認定薬剤師資格が有効であることが前提です。

したがって、認定薬剤師資格が失効している場合には、新規の専門薬剤師申請要件は満たされません。

本解釈は、認定薬剤師制度における継続的な研鑽および資格更新の意義を担保するためです。

なお、専門薬剤師の更新要件については別条項において定めており、更新時における認定薬剤師資格の保持の要否は、その規定に従います。